

議第60号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「194人」を「195人」に、「1,276人」を「1,281人」に、「669人」を「672人」に、「2,234人」を「2,243人」に改め、同表合計の項中「2,529人」を「2,538人」に改め、同条第2項中「2,234人」を「2,243人」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業をしていた警察官が職務に復帰し、または休職していた警察官が復職した場合において、警察官の員数が第1項に定める警察官の定員を超えることとなるときは、その超えることとなる員数の警察官は、1年を超えない期間に限り、同項に定める定員の外とする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。